

## 徳島県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和3年度の財政的援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。  
令和4年2月10日

徳島県監査委員 近岡大原福 藤崎山 光悦健徹博 男夫司臣史

### 1 監査基準

財政的援助団体等監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

### 2 監査の対象

別表に記載の13機関において実施した。

### 3 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

### 4 監査の実施内容

令和2年度における財政的援助等に係る出納その他の事務を対象とし、監査対象団体から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

### 5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第3号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

<一般財団法人徳島県観光協会>

基本財産は、指定する定期預金とする旨を定款で規定しているが、令和2年度期首において定款では認められていない投資有価証券としていた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務執行を確保する必要がある。

別表

監 査 対 象 団 体	財政的援助等の概要	監 査 年 月 日
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団	出資金、公の施設	令和3年12月20日
公益財団法人徳島県福祉基金	出資金	令和3年12月20日
公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金	出捐金	令和3年12月21日
公益財団法人徳島県国際交流協会	出捐金	令和3年12月22日
公益社団法人徳島森林づくり推進機構	損失補償	令和3年12月23日
阿佐海岸鉄道株式会社	出資金、補助金	令和4年1月5日
公益財団法人徳島県暴力追放県民センター	出資金	令和4年1月31日
公益財団法人徳島県建設技術センター	出捐金、公の施設	令和4年1月31日
旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体	公の施設	令和4年1月31日
一般財団法人徳島県観光協会	出捐金、公の施設	令和4年1月31日
徳島県信用保証協会	出資金	令和4年1月31日
特定非営利活動法人大川原	公の施設	令和4年1月31日
四国開発土木株式会社	公の施設	令和4年1月31日